

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上ならびに株主の皆様やお客様をはじめとした各利害関係者の方々から、信頼される企業であり続けることを目指しております。その達成には、コーポレート・ガバナンスの充実が必要であることを十分に認識しており、各利害関係者の方々の立場を尊重し、より円滑な関係を構築するために、法令を遵守した公正で透明性の高い経営を遂行することを、経営上の最重要課題として位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役を1名選任しておりますが、昨今の社会や環境の変化が著しい中で、当社の経営に対して独立かつ客観的な立場からの助言、監督機能を更に強化するために、複数名の社外取締役の選任に向けて検討を続けてまいります。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性に関する分析・評価】

取締役会全体の実効性の分析・評価及び開示につきましては、今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

当社は、投資目的で株式を保有しないことを基本方針としています。事業上の長期的な関係の維持・強化に繋がると判断する場合には、上場株式を保有することがあります。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間取引を行う場合には、取締役会での審議・決議を要することとしております。また、1年に1回、関連当事者間取引に関する調査を実施し、会社及び株主共同の利益を害することがないように体制を整えております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、経営戦略等については、決算短信などに開示し、決算説明会等において説明する予定であります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役・監査役の報酬の決定については、株主総会で承認された総額の範囲内において、会社の業績や各人の職責、業績への貢献度等を勘案し、取締役報酬等は取締役会で、監査役報酬等は監査役会で決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役の選任については方針は明確に定めておりませんが、取締役候補の選任にあたっては、業績貢献度に加え、人格や見識の広さ等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。監査役候補者の指名にあたっては、専門的な知見に基づく経営の監視や監督の役割を求めるとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任をしております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外役員候補者については、株主総会招集通知に選任理由を記載しております。今後につきましては、社外役員のみならず新任役員候補者の指名時に個々の選任・指名理由の開示を検討してまいります。

【原則3 - 1 - 2 英語での情報の開示・提供】

当社では、英語での決算短信(添付資料を除く)の開示を行っております。その他の開示資料につきましては、海外投資家の比率等を勘案し英語での開示を検討してまいります。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を判断・決定しております。取締役会において決議する事項を「取締役会規程」において定めております。それ以外の業務執行の決定については、社長以下の経営陣に委任しており、その内容は社内規定「職務権限基準」において明確に定めております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の独立性判断基準については、東京証券取引所の定める独立基準に準拠しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性ならびに規模が当社にとって最適となるよう総合的に考慮し、取締役会にて決定しております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の他の上場会社の兼務状況】

社外取締役1名及び社外監査役2名は、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任しておりません。また、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則 4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニングの方針】
取締役及び監査役を対象として、労務、税務、コーポレートガバナンス、危機対応及び組織マネジメント等をテーマとした研修会を、毎月1回取締役会開催日に実施しております。また、取締役及び執行役員は、年2回、外部セミナーへ参加しております。

【原則 5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、社長及びIR担当が、積極的に株主の対話（面談および電話）の申し込みに応じております。また、決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次スモールミーティングなどを実施し、中長期的な企業価値の向上について対話しております。投資家との対話で把握した意見等はTS役員会議において定期的に報告しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
フジナインターナショナルキャピタルズ有限公司	5,186,400	33.50
株式会社華	800,000	5.16
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUPPORTFOLIO)	715,900	4.62
ゲンキー従業員持株会	591,500	3.82
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	390,000	2.51
藤永賢一	371,500	2.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	360,300	2.32
ゲンキー取引先持株会	334,300	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	183,000	1.18
株式会社みずほ銀行	160,000	1.03

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
道端良作	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
道端良作	○	当社の独立役員に指定しております。	物流システムの構築の実績と流通業界に関する知識を有しており、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけるものと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は定例監査時に監査役と監査状況についての打ち合わせを持ち、経営上の問題点について確認作業を行い、相互の監査業務の効率化を図っております。また、必要な場合には、監査役は会計監査人の定例監査以外にも臨時的打ち合わせを持ち、監査業務の質の向上を図っております。

また監査役は業務の一環として内部監査室が作成する報告書および社長からの改善指示書を精査し、必要に応じて内部監査について確認作業を行い、監査業務の効率化を図っております。また、必要な場合には、監査役は内部監査室と臨時的打ち合わせを持ち、監査業務の質の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松岡茂	税理士													
今井順也	その他													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松岡茂	○	当社の独立役員に指定しております。	税理士としての専門的な見識を有しており、客観的・中立的な立場で監査しうる人物であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、選任かつ独立役員に指定いたしました。
今井順也	○	当社の独立役員に指定しております。	社会保険労務士としての専門的な見識を有しており、客観的・中立的な立場で監査しうる人物であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、選任かつ独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点では、インセンティブ付与に関する施策の必要性を有していません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役に支払った役員報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	なし
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は取締役会を開催する際、事前に社外取締役及び社外監査役へ取締役会資料を送付しております。
また、取締役会以外にも重要な会議への出席要請、社内情報の迅速な提供などにより、社外取締役及び社外監査役の業務をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役による意思決定、執行役員による業務執行、監査役による適正な監査及び経営監視等の経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンス体制の充実が図られる体制を整えております。

(1) 取締役会

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項の決定をするとともに、業務の執行状況を監督し、スピーディな意思決定ならびに法令を遵守した業務執行により、株主重視の公正で健全かつ透明な経営管理体制を基本としております。

(2) 監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役3名(2名が社外監査役)で監査役会を組織し、取締役の職務執行の適法性を公正にチェックします。また、監査役は社内の重要書類(稟議書、契約書ほか)の閲覧や取締役へのヒアリングを実施するとともに、取締役会を含む重要な会議に出席します。

(3) TS役員会議

当社では、取締役を中心とする営業会議が毎週1回開催され、取締役会で決定された経営方針に基づいて社長が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議します。必要に応じて、各部門長を招聘して説明を受け、より効果的な問題の解決を模索します。

(4) コンプライアンス委員会

当社では、企業倫理行動指針に基づく当社の法令遵守体制の整備・運営、コンプライアンス規程の策定とコンプライアンスに関する教育、及びコンプライアンスに関する通報・相談制度の運営を目的として、当社取締役ならびに子会社代表取締役を委員とするコンプライアンス委員会を設け、3ヶ月に1回開催します。

(5) 会計監査人

有限責任監査法人トーマツにより、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けます。

(6) 内部監査

当社では、社長直轄の内部監査室を設置します。内部監査室は、業務活動が法令及び社内諸規程に準拠して適正かつ効果的に行われているかを監査します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会での的確な意思決定、取締役の業務執行の監督を適正に実行するために、取締役会は、全取締役5名(1名が社外取締役)及び全監査役3名(2名が社外監査役)で構成運営します。また、執行役員制度を導入し、企業経営における業務執行機能と業務監督機能を分離し、取締役と執行役員の機能及び責任を明確にすることにより、当該役員が連携を図り、様々な視点からの意見を取締役会へ取り入れることで、コーポレートガバナンスの充実と、その有効性をより高めることができると考えており、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を回避して開催することにより、株主の総会出席をしやすいしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券アナリスト・機関投資家等に対し、代表取締役社長藤永賢一が平成30年6月期決算概要及び中期経営計画について説明予定。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR広報室長 吉田 賢治	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス規程を作成、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス確保のための教育の実施
 - (2) 業務運営の状況把握とその改善のため、内部監査室による内部監査を実施
 - (3) 企業倫理に関する従業員からの苦情相談窓口の設置
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の決定に関する情報、文書の取扱い、社内規程の定めるところによる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理については、各関係部署にて必要に応じ研修、マニュアルの作成、配布等を行う。また、新たに生じたりリスクに対応するため、必要に応じ代表取締役社長から全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 全社的に影響を及ぼす重要な経営事項については、多面的な検討を行うため取締役等で構成するT S役員会議で協議する。
 - (2) 取締役会における年度予算の策定、見直し及び月次・四半期業績の管理を行う。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。
 - (2) コンプライアンス体制の構築のため、コンプライアンス委員会を設置し、規程の整備を行う。
 - (3) 当社グループとしてのコンプライアンスの取り組みの推進に努める。
 - (4) 内部通報制度にかかる規程を制定し、ホットラインを設置する。
 - (5) 反社会的勢力の不当な要求に対して毅然とした態度で対応し、一切の関わりを排除する。
 - (6) コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンス体制の推進のために、コンプライアンスに関する教育及び啓蒙活動等の実施に努める。
6. 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
 - a 当社子会社の取締役、執行役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - b 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - c 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - d 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制当社及び子会社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会が当社及び子会社のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。また、当社及び子会社に共通のコンプライアンス規程を策定する。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役を補助するため、監査役より要求がある場合は、使用人から監査役補助者を任命する。
8. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。また、監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。
9. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保する事項
監査役を補助する使用人は、監査役の指示に従い業務を遂行する方針を定める。
10. 監査役を補助する使用人に対する指示の実効性を確保する事項
監査役を補助する使用人は、監査役の指示に従い業務を遂行する方針を定める。
10. 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役を補助する使用人は、監査役の指示に従い業務を遂行する方針を定める。
11. 監査役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役に関する体制
取締役及び使用人は、下記の各事項を監査役に報告する。
 - a 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - b 内部監査室が実施した内部監査の実施状況
 - c 企業倫理に関する苦情相談窓口に対する通報の状況
12. 11. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人等は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。当社グループの内部通報制度に基づき、当社及び子会社の取締役及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。
13. その他監査役が実効的に執行されることを確保するための体制
監査役は、法令に定める権限を行使し、会計監査人及び社内の組織と情報の交換を行うなど連携を取り、当社の監査を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、取引や資金提供等は完全に排除する。
- (2) 反社会的勢力からの不当要求には一切応じず、毅然とした態度でこれを拒絶する。
- (3) 反社会的勢力についての継続的情報収集・情勢把握と、不当要求などの被害の未然防止のため、外部の専門機関と連携を密にして、反社会的勢力への対応に関する指導を受けることとする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項